

## 議案第53号

## 福岡市地域交流センター条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 理由

この条例案を提出したのは、福岡市早良南地域交流センターの設置に伴い、その施設の使用料の額を定める必要があるによる。

## 福岡市地域交流センター条例の一部を改正する条例

福岡市地域交流センター条例（平成11年福岡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「和室」の次に「，練習室」を加える。

別表第2 2 会議室等使用料の表第3会議室の項の次に次のように加える。

大会議室	2,300	4,500	4,300	6,500	8,300	9,800
小会議室	700	1,500	1,400	2,100	2,700	3,200

別表第2 2 会議室等使用料の表に次のように加える。

大練習室	1,500	2,600	2,900	4,400	5,700	7,300
小練習室	500	800	900	1,500	1,800	2,400

別表第2備考第1項中「又は和室」を「，和室又は練習室」に改め、同表備考第4項中「第2会議室」の次に「，大会議室」を加える。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。